

令和6年(ラ)第1589号保全抗告事件

抗告人(債務者)

被抗告人(債権者)千代田区

保全抗告答弁書

令和6年8月19日

東京高等裁判所民事第21部 御中

被抗告人(債権者)代理人弁護士 南木みお



同復代理人弁護士 外ノ池佳子



被抗告人は、抗告人の令和6年6月12日付け保全抗告申立書に対し、以下のとおり答弁し、主張を補充する。

第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 本件抗告をいずれも棄却する。
 - 2 抗告費用は、抗告人の負担とする。
- との決定を求める。

第2 抗告の理由に対する主張について

抗告人が、令和6年6月12日付け保全抗告申立書(以下「本件保全抗告申立書」という。)において主張する内容は、いずれも従前の主張の繰り返しに過ぎない。

本件仮処分命令申立事件における決定(以下「本件仮処分決定」という。)及びこれに対する保全異議申立事件に対する決定(以下「原決定」という。)は、いずれも、抗告人の主張を排除しているところ、これら決定は正当であって、抗告人の主張には理由がない。

以下、被抗告人は、必要な範囲で主張を補充・反論する。
略語は本答弁書で定義するもののほか、従前のとおりとする。

第3 道路管理者であっても所有権に基づく妨害予防請求ができること

1 抗告人の主張の要旨

抗告人は、平成18年最高裁判決を踏まえつつ、道路管理者である地方公共団体の道路敷についての占有権は、所有権の私権行使に優先するから、「所有権者と道路管理者が同一の場合であっても、道路管理者として必要な措置を行わずに何ら制約なく所有権行使をすることはできない」と主張する（保全抗告申立書第3の1・3ページ）。

また、抗告人は、被抗告人は道路管理者であり行政主体であるにもかかわらず、抗告人らとの協議を拒否するなど地方公共団体としての責務を放棄し、私権行使することによって反対派の住民を排除しているところ、これが、民主政治の根本を揺るがすものであって、権利の濫用にあたると主張するようである（保全抗告申立書同項・4ページ）

2 被抗告人の反論

(1) 平成18年最高裁判決は、抗告人の主張の根拠とならないこと

平成18年最高裁判決においては、地方公共団体が道路敷の道路管理者であったものの、その所有は国に帰属していたため、地方公共団体が、道路管理権による事実上の支配を根拠として、占有権に基づく妨害予防請求権を行使できるかが問題となった。

そして、最高裁は、抗告人が引用するとおり、「道路管理者がこのような道路管理権を行使して上記のような管理を現実に行っている場合には、当該道路を構成する敷地に対して事実的支配を及ぼしているものと評価することが十分可能である」（疎甲94・288～289）と判断した。

すなわち、平成18年最高裁判決は、所有権の帰属主体が別であっても、道路管理権に基づく事実上の支配があれば、これを根拠に占有権に基づく請求ができると認めたものである。抗告人が主

張するような「道路管理者としての占有権が所有権者の私権行使に優先する」という判断を同判決から読み取ることは不可能である。

(2) 道路法4条は、道路管理権者による、道路の効用の保全回復のための私権行使を否定するものではないこと

すでに本件仮処分申立事件における債権者主張書面3・第1の3(3ページ)・本件保全異議答弁書第3項(2~6ページ)で主張したとおりであって、以下要約を述べる。

ア 道路法4条は、「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」と規定し、道路敷地が私権の対象となることを認めつつ、公共の用に供するため必要な限度において公用制限を課し、私権の行使を禁止している(疎乙4・1枚目)。

イ 平成18年最高裁判決の調査官解説においても、道路管理者による、道路の効用を保全回復するための私権行使が肯定されている。すなわち、「同条(引用者注:道路法4条のこと)が禁止している私権の行使は、道路の効用を害するものに限られると解すべきであり、道路管理者が道路の効用を保全・回復するために、道路敷について有する占有権に基づいて民事訴訟を提起することまで、同条によって禁止されているわけではないと解するのが合理的である。」(疎甲94・290ページ)「Xとしては、国に対して有する本件道路敷の使用借権に基づき、国のYらに対する所有権に基づく妨害予防請求権を代位行使することも理論的には考えられるが」(疎甲94・286ページ・下線は引用者による。)とあり、道路効用を保全・回復するための占有権・所有権行使を認める見解を示している。

(3) 本件が権利の濫用にあたらないこと

行政主体であっても、私権に基づく司法救済が認められることは確立した判例である。財産管理の面において、行政主体が私人よりも特別不利な立場に置かれる理由はないからである。

また、本件工事が、所定の手続きを経て、千代田区議会において反対派の意見聴取を経て民主的に決定されたことは、すでに主張疎明しているとおりである(本件仮処分申立事件における申立

書第3の2(5)11ページ以下)。

すなわち、平成31年3月、街路樹保全を求める陳情につき、千代田区議会企画総務委員会による審査が行われ、住民に対する意見調査が決定、令和元年12月から翌2年1月30日にかけて住民に対する本件アンケートが実施され（疎甲28～30）、同7月から8月にかけて学識経験者に対する意見聴取、本件協議会における検討が続けられ、令和3年10月の令和3年千代田区議会第三回定例会において本件工事が議決された。その後に大林組と工事契約するも、同年12月4日、翌年1月8日の2回、錦町一丁目町会の住民有志に対する説明会が行われ、その後の工事を一旦停止した上で、令和4年1月、3月の協議会において、本件協議会の委員と守る会の会員との意見交換を行った（疎明甲58、同59）。また、4月には、本件整備を推進する住民と反対派住民とが意見交換する場を設定した。

以上のとおりの適正手続を経て、被抗告人は、千代田区議会において決定された事項である本件工事を速やかに実施すべき義務を区民から負託されており、その実現のために私権行使することが権利濫用に当たるとの主張には理由がない。

なお、抗告人は、抗告人らとの協議を拒否するなど地方公共団体としての責務を放棄したと主張する。抗告人の述べる協議が具体的に何を示すのか必ずしも明確ではないところ、抗告人は、「本件仮処分申立事件が係属して以降も、審理の中でも、審理の外でも、相手方に対して話し合いの場を持つことを求め、要望書を提出するなどしている。」（本件保全抗告申立書・5ページ）と主張することから、抗告人の述べる協議というのは、審理の内外における話し合いの場を指すようと思われる。

上記のとおり、被抗告人は、本件工事の開始に先立ち、反対派住民との意見交換会を複数にわたり実施し、協議の場を設定した。それにもかかわらず解決に至らないことから、司法による救済を求めたものである。また、別訴国賠訴訟において判示されたとおり、被抗告人は、いつ、どのように本件街路樹の伐採工事がされるかを住民に説明すべき法的義務す

ら負うものではない（疎甲65-1・7ページ）。その他の抗告人の主張を踏まえても、本件において、被抗告人が民事保全の手続を進めることが権利の濫用であるとの主張には理由がない。

3 原決定の判断が正当であること

原決定は、本件申立てに係る所有権に基づく妨害予防請求権の行使は、道路法4条によって制限されないと判断しているところ（原決定・3ページ）、正当である。

第4 抗告人らの表現行為への侵害には当たらないこと

1 抗告人らの主張の要旨

抗告人らの主張内容は必ずしも明確ではないが、被抗告人が抗告人らとの話し合いを拒否しているので、工事をするために被抗告人の職員が来たときしか話す機会がないことを踏まえ、穏当な方法である木の側に寄り添うという現場における表現行為は、表現の自由として保障される正当な行為であると主張するようである（本件保全抗告申立書第3の2・4ページ）。

2 原決定の判断が極めて正当であること

原決定は、抗告人らが、街路樹の伐採を阻止するために、本件工事に当たって設定された作業帯内に侵入する、街路樹に張り付く又は抱き着くなどの行為をしているところ、これらは被抗告人の所有権行使を直接実力で妨害するものというべきとした上で、これら抗告人らの行為が表現の自由または集会の自由によって正当化されるものではないと判断しているところ（原決定・4ページ）、極めて正当である。

第5 仮処分の立入禁止範囲は妥当であり、保全の必要性が否定されないこと

1 抗告人の主張

抗告人は、「警察との事前協議があつても、工事に必要な範囲を超えて作業帯を設置する可能性があるから、作業帯の設置によつては、必要な範囲の限定となならない。」と主張する（保全抗告申立書第3、3項（1）5～6ページ）。これは、被抗

告人が、神田警察署長との事前協議に基づく作業帯図に従わずに、工事の現場で、作業帯図以外の箇所についても、作業帯を設置する可能性を前提とする主張と思われる。

2 被抗告人の反論

本件道路は都心である千代田区内に所在し、夜間も一定量の交通がある道路であるから、必要以上に作業帯を設置すれば交通に支障が生じることが明らかである。そのため、神田警察署との事前協議では、その都度の工事に必要な範囲に限るべく、細かな打合せがされている（疎甲100～101）。このように作業帯は、事前協議に従って必要な範囲に限定されている上、被抗告人は本件工事の際には、作業帯図に従って作業帯を設置している（詳細は保全異議に対する答弁書第4、3項・7～8ページ、債権者の主張書面3第2項4～9ページ参照）。

従って、抗告人の主張はその前提を欠くものであって理由がない。

第6 抗告人の個別事情の保全の必要性が認められていること

抗告人は、各抗告人の個別の事情に基づく保全の必要性の判断がない旨主張する。

しかし、個別の事情についての主張疎明は、被抗告人から十分に尽くされている（立入禁止行為仮処分命令申立書第4項・21ページ以下、債権者の主張書面1第2項・第3項、1～4ページ）、疎甲74～94、103～108）。これに対し、被抗告人は、保全の必要性を否定するに足る主張疎明をしていない。

よって、被抗告人の主張が認められたのであり、各抗告人について保全の必要性を認めた本件仮処分決定及び原決定は正当である。

第7 結語

以上のとおり、抗告人の主張には理由がないので、本件保全抗告申立てを速やかに棄却されたい。

以上